

緊急事態宣言期間中の経営相談室業務について

緊急事態宣言の発令に伴い、当室の運営については、下表のとおりとさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますがご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

	新規のお申し込みについて
スタッフコンサルタントへの相談	電話及びメールにて対応いたします。
サポーターへのメール相談	従来通りご利用いただけます。
サポーターとの来館による面談	緊急事態宣言期間中は受付を停止します。
コンサル出前一丁（専門家派遣）	緊急事態宣言期間中は受付を停止します。
法律相談（大阪市内の事業者の方のみ）	緊急事態宣言期間中は受付を停止します（メール相談をご利用ください）。
夜間相談	緊急事態宣言期間中は受付を停止します。
休日相談	緊急事態宣言期間中は受付を停止します。

※お問合せにつきましては下記までご連絡ください。

〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5

大阪産業創造館2F

Tel:06-6264-9820（平日 9：00～17：30）